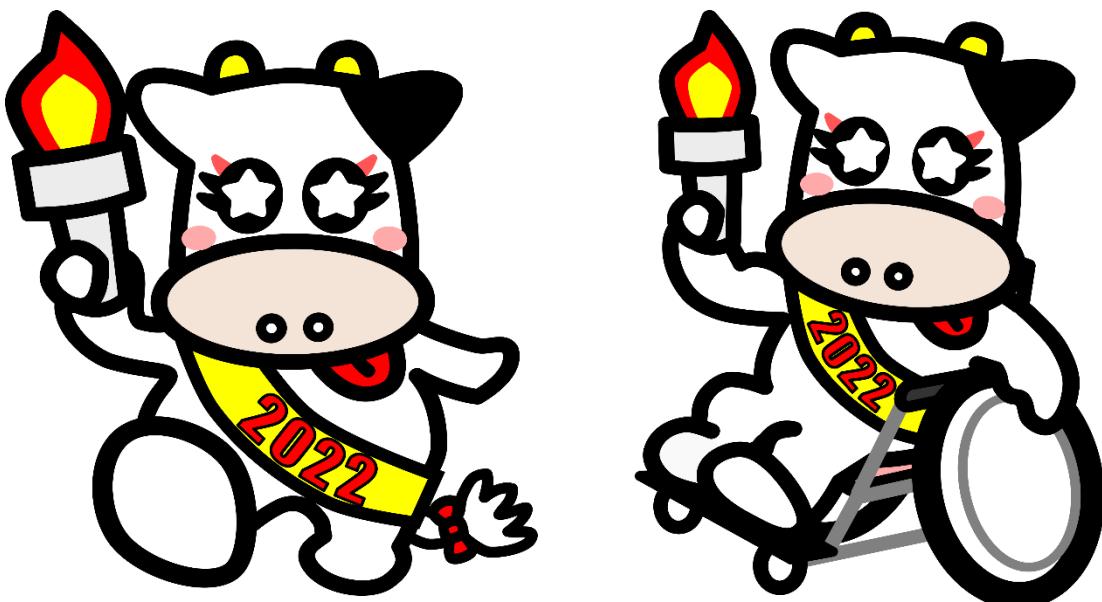


いちご一會とちぎ国体 いちご一會とちぎ大会

那須塩原市運営ガイドライン



いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

目 次

はじめに	1
那須塩原市運営ガイドラインの位置づけ	2
分野別取組事項	
1 総務企画	
(1) 招待者	3
(2) 懇談会等	3
(3) 識別用品	4
(4) 行幸啓・お成り	4
2 財務	
(1) 企業協賛	5
(2) 市内業者等の活用	5
3 広報	
(1) 広報活動	6
(2) 報告書等	6
4 市民運動	
(1) ボランティア	7
(2) 花いっぱい運動	7
(3) 手作り応援のぼり旗	8
(4) 学校観戦	8
(5) 環境美化	8
5 歓迎・おもてなし	
(1) 歓迎装飾	9
(2) 案内所	9
(3) 休憩所	10
(4) 売店	10
(5) おもてなし	11
(6) 記念品	11
6 競技	
(1) 競技役員の編成	12

(2) 競技用具の整備	1 3
(3) 競技記録	1 3
(4) デモンストレーションスポーツ	1 4
7 式典	
(1) 開会式・表彰式等	1 5
(2) 炬火イベント	1 5
8 施設	
(1) 施設整備	1 6
9 宿泊	
(1) 配宿	1 7
(2) 弁当	1 7
10 医事・衛生	
(1) 医療救護	1 8
(2) 防疫	1 8
(3) 食品衛生	1 9
(4) 環境衛生	1 9
11 輸送・交通	
(1) 輸送	2 0
(2) 交通	2 1
12 警備・消防	
(1) 警備	2 2
(2) 消防防災	2 2

はじめに

1946年（昭和21年）に第1回国民体育大会（国体）が開催され、2022年（令和4年）の「いちご一会とちぎ国体（第77回国民体育大会）」は、1980年（昭和55年）の栃の葉国体以来、栃木県では42年ぶりの開催となります。

これまで国体は、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきましたが、国体開催が半世紀以上を経過し、施設整備や大会運営など、財政的、人的負担の増大という問題が生じています。

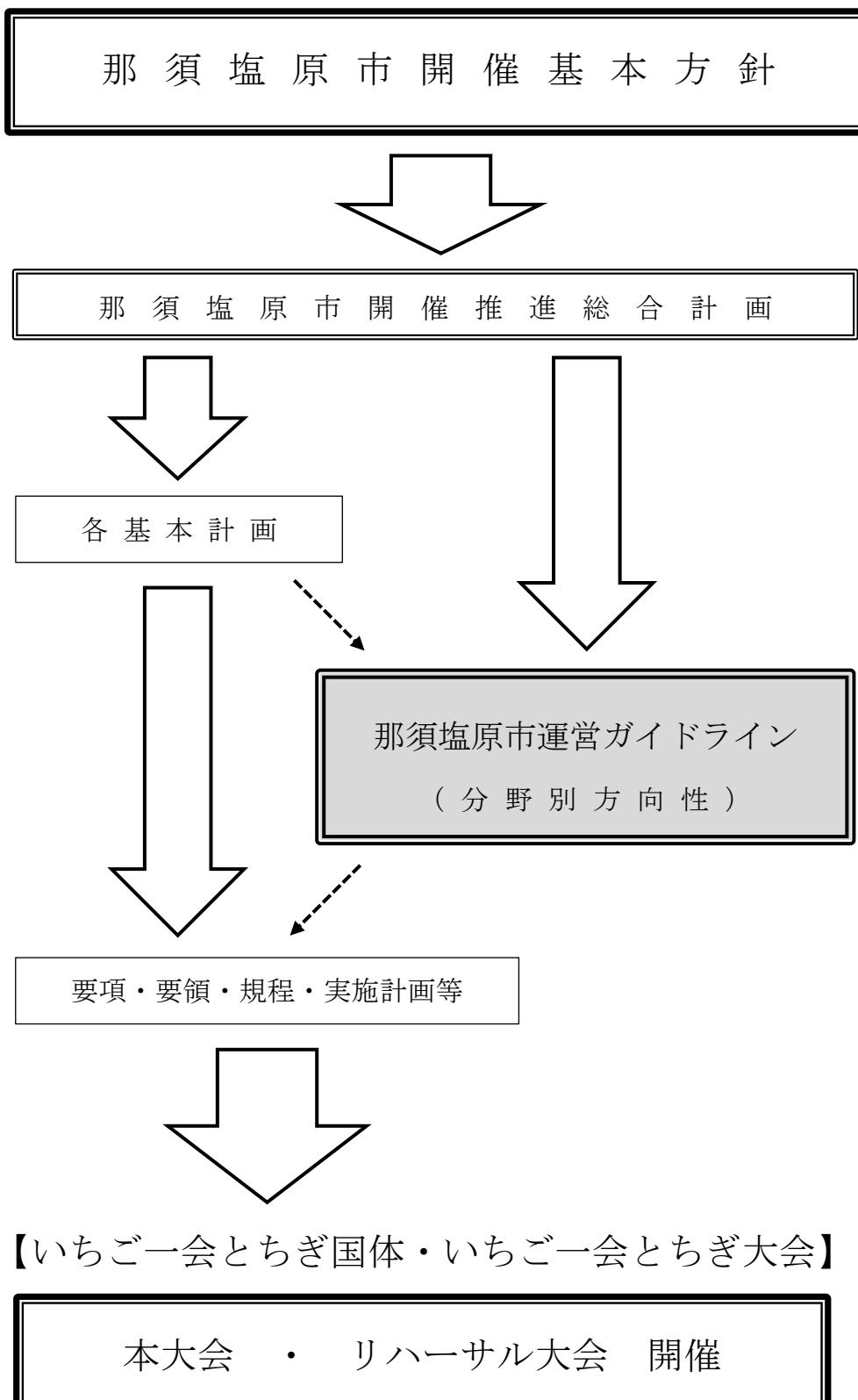
このような状況を踏まえ、公益財団法人日本体育協会（日本スポーツ協会）において、2003年（平成15年）に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」が策定され、大会の充実・活性化と大会運営の簡素・効率化に向けた改革が進められてきました。

また、2013年（平成25年）には「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」が策定され、これからの中の国体は「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指すとされました。

このような中、那須塩原市は「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）において、「市民総参加による大会」、「那須塩原市の魅力を発信する大会」、「生涯スポーツ社会の実現を目指す大会」、「地域スポーツの活性化を目指す大会」を実施目標に掲げ、県や関係機関等との連携を図りながら、市民の総力を結集し、本市の将来像である「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち那須塩原」の実現につながる大会を開催することとしています。

このたび、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会（第22回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会を開催するにあたり、開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまで定められた開催基本方針、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画等に基づき、簡素・効率化等を踏まえた各分野での取組姿勢や留意事項を示した「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市運営ガイドライン」を作成し、開催・運営の具体的な指針とするものです。

◎ 那須塩原市運営ガイドラインの位置づけ



1 総務企画

栃木県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、とちぎ国体を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋）

（1）招待者

【実施方針】

開催準備協力に対する感謝の意の表明等による招待とするが、招待者の役職等を検討し、できるだけ最小限にとどめる。

留意事項等	リハ大会	○競技会の招待は、行わない。
	本大会	○競技会の招待は、必要最小限とする。

（2）懇談会等

【実施方針】

市実行委員会主催・共催の懇談会等は行わない。

留意事項等	リハ大会	○競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、必要最小限の対応とする。
	本大会	

(3) 識別用品

【実施方針】

競技会運営、競技運営上の識別や業務遂行上のため整備する競技役員等の ID カードなど識別用品については、必要最小限の整備とする。

留意事項等	リハ大会	○ID カード等識別用品は可能な限り全競技共通のデザインとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。 ○競技間での再使用や本大会での継続使用を考慮し、整備する。
	本大会	○ID カード等識別用品は可能な限り全競技共通のデザインとともに、一括発注とし、経費の削減に努める。 ○競技団体においてユニフォームを整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的に活用する。

(4) 行幸啓・お成り

【実施方針】

県、県警及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。

留意事項等	リハ大会	○実施しない。
	本大会	○県、県警及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備に万全を期して対応する。 ○御席（ロイヤルボックス）や御休所等については、適切な整備に努める。

2 財務

県等と連携し、簡素化・効率化を図りつつも、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を行う。

(いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 企業協賛

【実施方針】

市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品等の協賛を呼びかける。

留意事項等	リハ大会 本大会	○企業、団体等からの物品については、大会の運営等に要するものを積極的に受け入れる。 ○臨時駐車場等の確保については、企業協賛による無償貸与に積極的に取り組む。
-------	-------------	--

(2) 市内業者等の活用

【実施方針】

国体及び障スポ開催において、地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。

また、障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。

留意事項等	リハ大会 本大会	○物品購入及び業務委託等については、可能な限り市内業者への発注に努めるとともに、障害者就労施設等が受注しやすくなるよう配慮する。
-------	-------------	--

3 広 報

とちぎ国体及びとちぎ大会に対する市民の関心を高めるため、多様な媒体を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、歴史や文化、産業、観光、自然、食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

(いちご一回とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 広 報 活 動

【実施方針】

国体及び障スボ開催に対する市民の理解を深め、参加意欲を高めるとともに、歴史・文化・自然・食など本市の魅力を全国に発信するため様々な媒体を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を行う。

留意事項等	リハ大会	○大会愛称やマスコットキャラクターを活用する中で、各種印刷物やインターネット、マスメディア等様々な媒体により効果的な情報発信を行う。
	本大会	○主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的で効果的な広報活動を行う。 ○横断幕などの屋外広告物や啓発グッズ等については、費用対効果の視点も踏まえ作成する。

(2) 報 告 書 等

【実施方針】

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。

また、国体の開催状況等を映像として残す。

留意事項等	リハ大会	○大会報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会の結果や改善点の記録を残し、本大会に生かす。
	本大会	○大会報告書は、内容・配付先を検討し必要最低限の作成とする。 ○独立した記録写真集は作成せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

4 市民運動

市民一人ひとりがとちぎ国体及びとちぎ大会開催の意義を理解し、市民総参加のもと一丸となってとちぎ国体を盛り上げていくことで、地域の未来を担う人材の育成を図り市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) ボランティア

【実施方針】

市民一人ひとりが、全国から来場する大会参加者等を温かくお迎えするとともに、喜びと感動を共有するため、ボランティアを募集・育成し活用する。

留意事項等	リハ大会	○ボランティアの募集については、県等との連携を図り、効率的に行う。 ○来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、研修会を実施する。 ○大会規模等を踏まえ、必要なリハ大会において、本大会の研修の場として、ボランティアを配置する。
	本大会	○ボランティアの募集については、県等との連携を図り、効果的に行う。 ○来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、研修会を実施する。

(2) 花いっぱい運動

【実施方針】

大会参加者等を歓迎するため、競技会場等を国体推奨花で装飾する。

花いっぱい運動の実施にあたっては、大会開催後も市民によって継続されるよう努める。

留意事項等	リハ大会	○リハ大会の開催時期を踏まえ、開花時期の適した花を装飾する。
	本大会	○競技会場のほか、大会参加者等が多数利用する主要駅等を装飾する。

(3) 手作り応援のぼり旗

【実施方針】

全国から訪れる選手・監督等を応援し、歓迎するため市内小・中・義務教育学校の協力のもと、応援メッセージ等を描いた手作り応援のぼり旗を作製し設置する。

留意事項等	リハ大会	○競技会場のスペースや大会規模等を勘案して、会場を選定の上、設置する。
	本大会	○リハ大会での使用状況を踏まえ必要数を作製し、競技会場をはじめ、主要駅等効果的な場所に設置する。

(4) 学校観戦

【実施方針】

児童・生徒による選手等の応援を通して大会を盛り上げるとともに、スポーツへの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。

留意事項等	リハ大会	○市内小・中・義務教育学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促す。
	本大会	○学校行事等に配慮しつつ、市内小・中・義務教育学校による学校観戦を実施する。 ○学校観戦に当たっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送を行う。

(5) 環境美化

【実施方針】

大会参加者がクリーンで快適に過ごせる環境を整えるため、清掃美化活動を実施する。

また、各競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。

留意事項等	リハ大会	○関係機関・団体等と連携し、大会の開催前に競技会場の清掃美化活動を実施する。 ○大会期間中の競技会場の清掃については、競技会係員、競技会補助員等を中心に実施する。
	本大会	○競技会場等におけるゴミ箱については、ごみの分別の徹底が図られるよう工夫する。

5 歓迎・おもてなし

選手や監督をはじめ、訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力に広く触れていただき、多くの方に「なすしおばらファン」になつていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 歓迎装飾

【実施方針】

大会参加者等を歓迎するとともに、国体の開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅等に歓迎装飾を行う。

留意事項等	リハ大会	○競技会場のスペースや大会規模等を勘案して、会場を選定し実施する。
	本大会	○景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。 ○練習会場については必要に応じて装飾を行う。

(2) 案内所

【実施方針】

大会参加者等へ競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅に案内所を設置する。

留意事項等	リハ大会	○競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて主要駅への設置を検討する。 ○既存の観光案内所との連携を図る。
	本大会	○競技会場や主要駅に案内所を設置する。主要駅への設置にあたっては、県及び近隣市町と連携するなど効率的に行う。 ○案内・誘導・介助等を行うボランティアを配置するとともに、必要に応じて手話等に対応できるボランティア等を配置する。 ○既存の観光案内所との連携を図る。

(3) 休憩所

【実施方針】

大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため競技会場に休憩所を設置し、ドリンク提供などのサービスを行う。

留意事項等	リハ大会	○競技会場の状況を踏まえ、必要と認められる場合に休憩所を設置する。
	本大会	○競技会場に休憩所を設置する。 ○ドリンクの無料提供にあたっては、ボランティアを活用する。 ○企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、積極的に受け入れて提供する。 ○飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期して対応する。

(4) 売店

【実施方針】

大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため競技会場に売店を設置する。設置にあたっては、原則として出店者から設置負担金を徴収する。

留意事項等	リハ大会	○競技団体等の意向を踏まえ、必要に応じて競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。
	本大会	○競技団体等の意向を踏まえ、競技会場に競技団体及び企業等の協力を得て売店を設置する。

(5) おもてなし

【実施方針】

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、おもてなしを提供する。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○接遇意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。○市民団体等の協力が得られる場合において競技会場のスペースや大会規模を勘案し、本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。○競技会場において観光ガイドブックの配布等を行う。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○接遇意識の高揚を推進するため、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。○競技会場で本市の魅力ある食を無料提供する。提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全に万全を期する。○競技会場において観光ガイドブックの配布等を行う。

(6) 記念品

【実施方針】

企業や関係団体から協賛品、及び市民団体等から記念品の提供があった場合には、大会参加者等に贈呈する。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○企業や関係団体、市民団体等から申し出があった場合は、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。○市実行委員会からの記念品は贈呈しない。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○企業や関係団体、市民団体等から申し出があった場合は、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。○市実行委員会からの記念品の贈呈については、企業や関係団体からの提供状況を勘案しながら検討する。

6 競 技

県等と緊密に連携し、競技に必要な諸条件を整えるとともに、競技会開催に必要な用具等の調達については可能な限り現有のものを活用するなど、円滑で効率的な運営を行う。

(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 競 技 役 員 の 編 成

【実施方針】

競技役員等の編成については、県・競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

留意事項等	リハ大会	○競技運営に必要な最小限の人数とする。 ○可能な限り県内の競技役員で編成することとし、中央競技団体からの派遣、近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。
	本大会	○県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業務内等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、必要最小限の人数となるよう調整する。

(2) 競技用具の整備

【実施方針】

競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。○競技用備品を購入する場合は、本大会及びそれ以後の利活用を考慮する。○競技用消耗品は、本大会での再使用を考慮する。○各リハ大会で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○既存の競技用具を最大限活用し、不足する場合は借用又は購入により対応する。なお、先催市が使用した競技用具を引き継ぎ、再使用することも考慮する。○競技用備品を購入する場合は、本大会後の利活用を考慮する。○各競技で共通して使用できる競技用具は、効率的な利活用を考慮する。

(3) 競技記録

【実施方針】

競技記録の収集及び速報については、県・競技団体・関係機関と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○競技団体、県の記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。

(4) デモンストレーションスポーツ

【実施方針】

市民の興味が高まるよう、事前の広報を計画的に推進するとともに、国体後も地域のスポーツとして根付くよう普及振興を図る。

留意事項等	リハ大会	○実施しない。
	本大会	<p>○大会参加者は、原則県内在住者とし、気軽に参加して交流を深めることができるようする。</p> <p>○大会後も地域のスポーツとして根付くように、競技団体等と連携を図りながら実施する。</p> <p>○運営は簡素・効率化に努めるとともに、過剰な装飾は行わない。</p> <p>○既存施設を活用して開催することとし、施設整備は行わない。</p>

7 式典

簡素な中にも創意工夫を凝らしながら、本市の特色を生かした温かみのある式典とする。

(いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 開会式・表彰式等

【実施方針】

開会式・表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めながら創意工夫をこらし、本市の特色をいかしたものとする。

留意事項等	リハ大会	○開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ競技運営に支障のないように実施する。
	本大会	○開会式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。 ○表彰式は、入賞者が参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。 ○式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

(2) 炬火イベント

【実施方針】

大会の開催気運を高めるため、本市の特色を生かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施する。

留意事項等	リハ大会	○実施しない。
	本大会	○炬火イベントにあたっては、開催気運の盛り上げを図るため、市民参加を基本とする。

8 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を基本としつつも、とちぎ国体及びとちぎ大会開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(いちご一回とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 施設整備

【実施方針】

可能な限り既存の有効活用を図るとともに、国体開催後の市民の利用も見据える中で、競技運営に支障のないよう、必要な整備を行う。

留意事項等	リハ大会	○競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県・競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、出来る限り既存施設を活用し仮設での対応を含め、最小限の整備にとどめる。 ○練習会場の整備については、県・競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ可能な限り既存施設を活用する。 ○競技施設・観覧席・案内所等の臨時仮設物については、県・競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、必要な整備を行う。 ○休憩所・仮設トイレ等で、仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、施設管理者等と十分協議のうえ、必要な整備を行う。
	本大会	

9 宿泊

宿泊施設その他関係機関と緊密な連携を図りながら、選手・監督をはじめ、とちぎ国体及びとちぎ大会で本市を訪れるすべての方々を「笑顔」と「おもてなしの心」でお迎えし、十分に休養できる快適な環境づくりに配慮した受け入れ体制を確立する。

(いちご一回とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 配宿

【実施方針】

選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

留意事項等	リハ大会	○競技団体が宿泊の斡旋を希望する場合は、配宿業務の検証を行うため、本大会における合同配宿業務の受託者である旅行会社に依頼する。
	本大会	○競技団体の意向・要望を踏まえ、合同配宿本部において効率的に行う。

(2) 弁当

【実施方針】

大会参加者に、衛生面と栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かな弁当を提供する。

留意事項等	リハ大会	○弁当の調達は競技団体と協議し、必要に応じて市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。
	本大会	○弁当の申し込み受付については、関係事業者を活用し、効率的に行う。 ○弁当の調達は市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。

10 医事・衛生

とちぎ国体及びとちぎ大会に関わるすべての方々の安全を確保し、快適な環境のもとで大会を開催するため、医療機関や関係機関等の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(いちご一回とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 医療救護

【実施方針】

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、万全な医療救護体制を整える。

留意事項等	リハ大会	○必要に応じて、競技会場に救護所を設置し応急処置を行うほか医療機関に移送する。
	本大会	○競技会場に救護所を設置し応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 防疫

【実施方針】

大会参加者等の感染症の発生を予防し、感染症のまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会	○感染症対策として、関係機関・団体等の協力を得て、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防に向けた取組を奨励する。
	本大会	○大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

(3) 食 品 衛 生

【実施方針】

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視・指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会	○宿舎及び食品取扱施設等については、関係機関の協力を得て、監視・指導等を行う。
	本大会	○大会参加者等に食中毒が発生したときは、法律等に基づき必要な措置を講じる。

(4) 環 境 衛 生

【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、会場・宿舎等の衛生対策、廃棄物の適切な処理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

留意事項等	リハ大会	○関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図るほか、会場・宿舎等の清掃を積極的に行うとともに、ごみの適切な処理等に向けた啓発等、環境美化の推進に努める。
	本大会	○必要に応じて競技会場等に喫煙所を設置し、指定喫煙所以外での喫煙防止対策等に努める。 ○衛生・害虫の駆除・飲料水の衛生対策への適正管理に努める。

1.1 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制を確立する

(いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 輸送

【実施方針】

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し料金は自己負担とする。ただし、競技会場・練習会場・宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときには、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○大会参加者及び一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関での対応とする。○競技の特殊性並びに競技会場・練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の運行状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○大会参加者の輸送は、既存の公共交通機関を利用するが、必要に応じて計画輸送を行う。○計画輸送を行うにあたり、バス輸送より安価で効率的な場合は、タクシー等の活用も検討する。○一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関の利用とするが、競技会場への交通アクセスの状況から必要と認めるときは、シャトルバスの運行を行う。

(2) 交通

【実施方針】

関係機関・団体等の協力を得て、大会運営に必要な駐車場の確保に努め、実情に応じた適切な対策を講じ、大会参加者及び一般観覧者の安全で円滑な輸送の実施に努める。また、環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、交通公共機関の積極的な利用と自家用車利用の自粛を推進する。

留意事項等	リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○駐車場等の状況に応じ、整理誘導のために適切な人員配置を行う。○大会参加者関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定し、一般観覧者には公共交通機関等での来場を呼びかける。
	本大会	<ul style="list-style-type: none">○各競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて適切な規制を行う。○駐車場等の状況に応じ、整理誘導のための適切な人員配置を行う。○大会参加者関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定し、一般観覧者には公共交通機関等での来場を呼びかける。

1.2 警備・消防

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制を確立する。

(いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催推進総合計画から抜粋)

(1) 警備

【実施方針】

警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場・練習会場・宿泊施設・沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

留意事項等	リハ大会	○事件・事故等の防止のため、警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備を行う。 ○競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。
	本大会	○警察その他関係機関等と連携を図り万全な警備体制づくりに努め、各会場における事件・事故等の防止に努める。 ○非常時及び災害発生時における円滑な避難・誘導を行う。 ○突発重大事案発生時には、本市危機対策本部と連携し対応する。 ○競技会場の状況に応じて、必要があれば夜間警備を行う。

(2) 消防防災

【実施方針】

消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場・練習会場・宿泊施設・沿道等の火災、その他の災害の予防並びに災害等の発生時における情報伝達・避難誘導・被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

留意事項等	リハ大会	○消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体制とする。
	本大会	○消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実に努め、危機管理を行う。 ○大規模災害発生時には、本市災害対策本部と連携し対応する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」(以下「大会」という。)及び「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会競技別リハーサル大会」(以下「リハーサル大会」という。)において、那須塩原市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として、次のとおりとする。

(1) 大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ 上着
- エ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によつては、簡素・効率化を考慮するものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手・監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めるもの

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として、実行委員会が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市支給物品等配布要項

1 趣旨

この要項は、「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会」及び「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会競技別リハーサル大会」に参加する選手、監督、役員等の便宜を図るとともに、大会の円滑な運営を推進するため、諸物品及び案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布に関して、必要な事項を定める。

2 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、次のとおりとする。

(1) 選手、監督

大会実施要項に規定された参加者

(2) 大会役員

委嘱状の交付を受けた者

(3) 競技会役員

委嘱状の交付を受けた者

(4) 競技役員及び競技補助員

委嘱状の交付を受けた者

(5) 競技会係員及び競技会補助員

那須塩原市職員で職務上の命令を受けた者及び那須塩原市運営ボランティアに登録した者

(6) 視察員

関係市町村の担当職員等

(7) 報道員

主催者から報道員と認められた者

(8) その他

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会会長が必要と認めた者

3 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目及び配布対象者ごとの内訳は別に定める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布に関して必要な事項は別に定める。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」(以下「大会」という。) 及び「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会競技別リハーサル大会」(以下「リハーサル大会」という。)において、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、直接又は社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会(以下「社協」という。)を通じて、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償保険及び傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1名	1事故	保険期間中
対人・対物共通	5億円	5億円	—

※社協を通じた契約による。

(2) 傷害保険

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運営業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員			
競技会役員			
競技役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師			
理学療法士	3,000万円	10,000円	5,000円
柔道整復師			

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

※社協を通じた契約による。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) 本市で開催するリハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

会長 様

報告者 所属： 部 班 係
氏名：

事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被 壊 物 名	
	被 壊 状 況	
	被 壊 物 の 写 真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼者発行番号	
負傷者	参 加 区 分 (該当を○で囲む) 選手 ・ 監督 ・ 各役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 一般観覧者 ・ 医師 ・ 看護師 その他 ()
	住 所
	氏 名 等 (年齢： 歳、性別： 男 ・ 女)
	電 話 番 号
	親 権 者 氏 名 ※18歳未満の者が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称
	電 話 番 号
	担 当 医 師
傷害内容	傷 病 名
	症 状 ・ 程 度 な ど

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」において、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場のいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱い業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部会場総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盜難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）及び拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号又は様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関する必要な事項は別に定める。
- (2) 那須塩原市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

競技名(種別) _____

受理会場_____

拾得物受理書

受理番号	第 号										
受理日時	年 月 日 () 時 分										
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所											
拾得者	住所	〒									
	氏名	フリガナ				電話	自宅				
							日中連絡先				
物件 物品	総額		金額内訳								
	現金	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類		特徴等(形状・模様・材質等)							点数
権利放棄の意思	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。								
											年 月 日
	いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会 会長 様										
	拾得者氏名 _____ (自署)										
	氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意								
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
取得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望									
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入									
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 弃権 <input type="checkbox"/> 失権									
備考		上記の物件を預かりました。									
		年 月 日									
		いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会 会長 様									
		拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署)									
		※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効									

※太枠線部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

(様式第2号)

競技名(種別) _____

受理会場_____

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をする場合があります。

受理番号	第 号										
受理日時	年 月 日 () 時 分										
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所											
拾得者	住所	〒									
	氏名	フリガナ				電話	自宅		日中連絡先		
物件 物品	総額		金額内訳								
	現金	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類		特徴等(形状・模様・材質等)							点数
権利放棄の意思	上記の物件に対する		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。								
											年 月 日
	いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会 会長 様										
	拾得者氏名 _____										(自署)
	氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意								
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
取得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望									
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入									
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 弃権 <input type="checkbox"/> 失権									
備考		上記の物件を預かりました。									
		年 月 日									
		いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会 会長 様									
		拾得物取扱担当者氏名 _____									
		(自署)									
		※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効									

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3ヶ月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3ヶ月を経過した日から2ヶ月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
那須塩原警察署	321-3156	那須塩原市方京 2-15-1	0287-67-0110

(様式第3号)

競技名(種別) _____

受理会場_____

拾得物一覧簿

受理番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

(様式第4号)

競技名(種別) _____ 受理会場_____

拾得物閲覧簿

受理番号	記載日	拾得日時	拾得場所	物 件		備 考
				現 金	物 品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

(様式第5号)

拾得物個票	
受理番号	第 号
受理日時	年 月 日 時 分頃
拾得日時	年 月 日 時 分頃
拾得者	
物 件	現 金
	物 品
拾 得 取 扱 担当者氏名	

遺失物届出書

届出番号	第 号			
届出日時	年 月 日 () 時 分			
遺失日時	年 月 日 () 時 分頃			
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	自宅 日中連絡先
物 件	現 金	(総額) 円		
	物 品	種 類	特徴(形状・模様・材質等)	点 数
備 考				

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

年 月 日

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

会長 様

著名 (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分	

(様式第7号)

競技名(種別) _____ 受理会場_____

遺失物届出書(控え)

届出番号	第 号				
届出日時	年 月 日 () 時 分				
遺失日時	年 月 日 () 時 分頃				
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅 日中連絡先	
物 件	現 金	(総額) 円			
	物 品	種 類	特徴(形状・模様・材質等)		点 数
備 考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

年 月 日

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 様

著名 (自署)

(様式第8号)

競技名(種別) _____

受理会場_____

遺失物一覧簿

届出 番号	届出日時	遺失日時	遺失場所	物件(種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

(様式第9号)

競技名(種別) _____ 受理会場 _____

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)

上記の物件を受領しました。

年 月 日

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 様

住 所 〒

氏 名

_____ (自署)

電 話

_____ () _____

返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
返還取扱担当者氏名	

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

(様式第10号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行員会
会長 様

委 任 状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・

電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

印

電 話 番 号

()

(様式第11号)

那塩国体第 号
年 月 日

様

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件(受理番号)は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1ヶ月を経過したときは、請求できません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3ヶ月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明しております。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
所在地 : 〒329-2792
栃木県那須塩原市あたご町2-3
電話番号 0287-38-0192

(様式第12号)

那塩国体第 号
年 月 日

様

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件(受理番号)は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1ヶ月を経過したときは、請求できません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3ヶ月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、下記までご連絡ください。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
所在地 : 〒329-2792
栃木県那須塩原市あたご町2-3
電話番号 0287-38-0192

年 月 日

拾得物届出書

那須塩原警察署長 様

住 所 栃木県那須塩原市あたご町2-3

事務所名 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

代表者名 会長

担当者名 事務局

電話番号 0287-38-0192

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名（種別） 受理会場

拾得受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	取得及び交付日時・場所	備考
	現金（内訳）	物品				
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×	円 （内訳） 円× 円× 円× 円×	■氏 名 ■住 所 〒 - ■電 話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×	円 （内訳） 円× 円× 円× 円×	■氏 名 ■住 所 〒 - ■電 話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市市民運動アクションプラン」に基づき、那須塩原市で開催される「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」(以下「大会」という。) 及び「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会競技別リハーサル大会」において、運営及び広報に携わるボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集主体

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主要な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和3年1月4日から令和4年9月30日まで

5 募集人数

500名以上

6 応募要件

那須塩原市に在住、通勤、通学している高校生以上の個人及び団体とする。

ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、FAXにより申込むか、実行委員会ホームページ（PC版・スマートフォン版）の応募フォームにより申込む。

ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意書が必要なため、持参又は郵送に限る。

8 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人もしくは団体から申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動期間

ボランティア登録開始日から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時及び場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

12 報酬及び交通費

ボランティア活動及び研修等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、服飾等の識別用品及び弁当を、必要に応

じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、那須塩原市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市

歓迎おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を温かく迎えるとともに、心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2 内容

- (1) 接遇意識の高揚や技術習得のため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会係員及びボランティアに必要な研修を行う。
- (2) 多くの大会参加者等に那須塩原市の魅力をアピールするため、案内所や競技会場で観光パンフレット等を配布するとともに、ホームページやSNS等で情報発信を行う。
- (3) 競技会場に休憩所及びドリンクコーナーを設置する。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎おもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎おもてなしの実施に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を温かく迎えるため、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2 内容

(1) 装飾場所

競技会場及び主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

(2) 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心がける。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとにその都度定めることができる。

(4) 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が必要と認めるものを除く。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾の実施に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）において、参加する選手、監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、原則として各競技会場とする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。

- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物、拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、那須塩原市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、原則として各競技会場とする。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20m²とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体記念グッズ（国民体育大会標章又はいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会のマスコットキャラクター「とちまるくん」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く。）

- ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
 - イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たす者とする。

- (1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
 - ア 第72回大会以降の国体及び国体競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - ウ その他実行委員会が認めた者
- (2) 原則として該当競技の開始日から終了日までの期間に継続して出店すること。
- (3) 法令等により許可又は登録をする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 那須塩原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員でないこと。

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、免除の決定を受けなければならない。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
 - ウ アからいに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める

もの

- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

9 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあっては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

10 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し（保健所に届出が必要な商品の場合）
- (5) 那須塩原市税の納税証明書（写しでも可）（該当者のみ）
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したもの）

11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、前項の規定により出店申請を行った者について、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者に対して売店出店許可決定通知書（様式第5号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたい時は抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をした者に対し、出店料の納付確

認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定された時は、速やかに保健所に許可申請を行い、受理印が押された許可申請済書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

13 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を来すおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) ブース及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行うこと。

- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は、1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 火気及び燃料等危険物を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、ブースの前にごみ箱を設置すること。
- (11) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当した時は、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

19 損害賠償

出店者は競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その

損害賠償の責任を負う。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかつた場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関する必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場 _____ (競技名 : _____)
2 出店希望形態 テント(張) • その他()
3 添付書類
(1) 出店概要書(様式第2号)
(2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品(様式第3号)
(3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
(4) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)
(5) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し(保健所に届出が必要な商品の場合)
(6) 那須塩原市の納税証明書(写し可、発行から3ヶ月以内のもの)(該当者のみ)
4 その他

当該出店申請者は、出店を希望する会場ごとに提出すること。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(6)は1通のみで構わない。

(様式第2号)

出店概要書

商号又は名称			
代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日 生		
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目	スポーツ用品・国体記念グッズ・郷土物産品・飲食物 宅配便・その他()		
国体等出店実績			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有・無

販売品目価格等一覧

No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 不足する場合には、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※ 会場ごとに記入してください。

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ 売店責任者及び販売員には「ふりがな」を記入してください。

2 車両予定表

車両の車種	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有・無	

※車両の種類は「2t トラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」を無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台となります。

3 設営持込備品一覧表

備 品 名	規 格 等【使用電力(W)等】	持込目的

※電源、火気の仕様に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機、プロパン等)

(様式第4号)

年 月 日

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____

誓約書兼承諾書

いちご一會とちぎ国体那須塩原市会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

1 本申請及び許可後の申請にあたり、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項」を遵守します。

2 那須塩原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員ではありません。

3 販売員等として、暴力団関係者を使用し、又は雇用していません。

4 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。

また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

F A X : _____

(様式第5号)

那塩国体第 号
年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長

売店出店許可決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が指定する銀行口座へ 年 月 日までに出店料を納付してください。

また、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項第7項第3号に基づき、許可証を必要とする出店者については、 年 月 日までに保健所の受理印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

1 出店会場 _____ (競技名 : _____)

2 出店希望形態 テント(張) ・ その他(_____)

3 出店ブース数 _____ ブース

4 出店料 _____ 円

5 指定振込口座

以上

【問い合わせ先】

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市実行委員会

担当 :

電話番号 :

F A X :

(様式第6号)

那塩国体第　　号
年　月　日

様

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長

売店出店許可証

いちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年　月　日（）～　月　日（）
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	<ol style="list-style-type: none">本許可証を売店内に掲示すること。売店の設置運営に関しては、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

いちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項第8項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____ (競技名 : _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

F A X : _____

(様式第8号)

那塩国体第　　号
年　　月　　日

様

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長

出店料免除決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

1 出店会場 _____ 会場(競技名：_____)

2 免除理由

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市売店出店者募集要領

1 趣旨

この要領は、那須塩原市で開催するいちご一會とちぎ国体の売店出店者の募集に関し、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則として認めないものとする。また、募集数と出店位置はいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

※出店場所及び出店期間については現時点での予定。募集をかける際に変更する可能性がある。

【競技別リハーサル大会関係】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
サッカー	那須塩原市青木サッカー場	令和3年 10月9日（土）～10日（日）
ソフトテニス	那須塩原市くろいそ運動場	令和3年 7月23日（金）～25日（日）
馬術	地方競馬教養センター	令和4年 ※1 6月4日（土）～5日（日）
トライアスロン	戸田調整池周辺特設コース	令和3年 9月12日（日）

※1 馬術競技のリハーサル大会については令和4（2022）年に開催する。

【いちご一會とちぎ国体那須塩原市競技会関係】

競技名	出店場所（会場名）	出店期間
サッカー (少年女子)	那須塩原市青木サッカー場	令和4年 10月3日（月）～4日（火）
ソフトテニス	那須塩原市くろいそ運動場	令和4年 10月7日（金）～10日（月）
馬術	地方競馬教養センター	令和4年 10月6日（木）～10日（月）
ゴルフ	ホウライカントリー倶楽部（成年男子） 塩原カントリークラブ（女子） 西那須野カントリー倶楽部（少年男子）	令和4年 10月5日（水）～7日（金）
トライアスロン	戸田調整池周辺特設コース	令和4年 10月2日（日）

3 開設時間

原則として、開始行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

4 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体記念グッズ（国民体育大会標章又はいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会のマスコットキャラクター「とちまるくん」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の承認を得ているもの。）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く）
 - ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
 - イ 現場調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

5 出店料

- (1) 出店料は次のとおりとする。

出店者区分	規 模	出店料
那須塩原市内の者	1 ブース	2,000円/日
上記以外の者	1 ブース	4,000円/日

※ 1 ブースの半分、約 10 m² (テント 0.5 張) での出店となった場合、出店料は半額とする。

- (2) 次の団体等については出店料を免除することができる。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等

イ 公共目的を持って出店する国又は地方公共団体

ウ その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 売店設備

出店規模は 1 ブース当たり 2 間 × 3 間テント（約 20 m²）以内とし、設備は実行委員会が次のものを準備する

- (1) テント： 1 張（2 間 × 3 間）
- (2) 長机： 6 台以内

(3) 椅子：4脚以内

上記以外の必要な設備等（発電機、給排水設備等）については出店者で準備すること。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあっては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

7 募集期間及び受付時間

(1) 募集期間

- ・リハーサル大会 【令和3年3月1日（月）～各競技の大会初日の3か月前まで】
- ・国体那須塩原市競技会 【令和4年3月1日（火）～5月31日（火）まで】

(2) 受付時間

- ・8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

※ただし、応募状況により変更することがあります。

8 申請方法

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に持参又は郵送で提出するものとする。

※申請書類は、出店を希望する会場ごとに提出すること。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請書又は許可申請済書の写し（保健所に届出が必要な商品の場合）
- (5) 那須塩原市税の納税証明書（写しでも可）（該当者のみ）
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したもの）
（写し）

9 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、要項及び本要領に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ及び郷土物産のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたい時は抽選を行う。

10 その他

- (1) 出店にあたっては、要項を遵守すること。
- (2) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。
- (3) 各競技会場で大会関係者への斡旋弁当、休憩所では無料ドリンクサービスが行われるほか、ふるまい料理が実施される場合がある。

11 出店申請及び問合せ先

〒329-2792

栃木県那須塩原市あたご町2-3

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

電話 0287-38-0192

FAX 0287-37-5479

E-mail soumukikaku@nasushiobara-kokutai2022.jp

いちご一會とちぎ国体競技別リハーサル大会

那須塩原市旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、那須塩原市で開催するいちご一會とちぎ国体競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の運営に従事する者（以下「従事者」という。）に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。ただし、他の市と大会を共催し、別に当該旅費等の支給に関する規程等を設ける場合については、この限りではない。

(支給対象者)

第2条 従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。

ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員及び引率者

(支給対象期間)

第3条 旅費等の支給対象期間は次のとおりとする。

- (1) 競技及び公式練習を実施する期間
- (2) 競技運営業務上、市実行委員会が必要と認めた期間

(旅費等の種類及び支給基準)

第4条 旅費等の種類及びその支給基準は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表1（第3条関係）

対象者	種類	支給基準	
		支給額	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない ・市内居住の役員に交通費を支給しない。
		市外	実費相当額 ・「那須塩原市職員等の旅費に関する条例」で算定した額の範囲内で、居住地市町村役場（本庁）最寄駅から競技会場最寄駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であるといちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という）が認める場合には、当該経路について、船賃、航空賃及び車賃により算定することができる。
		県外	
	諸費	定額	・1人1日当たり1,100円を支給する。
	宿泊費	定額	・1人1泊当たり9,980円を支給する。 ・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りではない。
競技補助員及び引率者	交通費	市内	支給しない ・市内居住者又は、市内在学者に交通費を支給しない。
		市外	実費相当額 ・「那須塩原市職員等の旅費に関する条例」で算定した額の範囲内で、居住地市町村役場（本庁）最寄駅から競技会場最寄駅までの往復運賃又は在学する学校の最寄り駅から競技会場最寄駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であると実行委員会が認める場合には、当該経路について、船賃、航空賃及び車賃により算定することができる。
	諸費	支給しない	
	宿泊費	支給しない	

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市炬火イベント実施計画

1 趣旨

この実施計画は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市式典基本計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫を凝らして実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 炬火名の募集、選考及び発表
- (2) 採火イベント
- (3) 炬火集火式

4 実施時期

県が市町の炬火を集める集火式までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医事・衛生基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急措置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提

供者への周知に努める。

(4) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途、関係機関と協議して決める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) いちご一會とちぎ大会における医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市医療救護対策実施要領

1 趣旨

この要領は、「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医療救護要項」に基づき、「いちごー会とちぎ国体（以下「大会」という。）」における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 競技会場における医療救護

（1） 救護所の設置

- ア 各競技会場の適切な場所に救護所を設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 衛生管理に留意するとともに、救護所内が外部から見えないよう配慮する。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

（2） 人員配置

救護所には、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議の上、医師、看護師、保健師、競技会係員等、必要に応じた人員を配置する。

（3） 設置期間及び開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了までとし、必要に応じて延長する。

（4） 業務内容

- ア 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ず傷病者の関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者に「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）を交付する。医療機関に搬送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。医療機関に傷病者を搬送した場合、傷病者のその後の症状、経過を把

握するよう努める。

(5) 医薬品等の配備

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る）、医療機器、AED等を配備する。

(6) 研修等の実施

医療救護業務に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修等を実施する。

4 練習会場における医療救護

(1) 必要に応じて競技会係員等を配置する。

(2) 必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る）、医療機器等を配備する。

(3) 傷病者を医療機関に搬送する必要があるときは、救護所における取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に傷病者が発生した場合、宿舎提供者が必要に応じて最寄りの医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行う。この場合、必ず傷病者の関係者等が同行する。

(2) 傷病者が医療機関に搬送された場合、傷病者の関係者等は、市実行委員会に下記の事項を報告する。

ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

イ 競技名、種目、種別及び参加区分、

ウ 事故又は傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、

エ 搬送先の医療機関及び搬送方法等

オ 付添者の氏名及び連絡先

(3) 市実行委員会は、宿舎における医療救護における宿舎提供者の役割の周知に努める。

6 医療費の負担

救護所、練習会場等での応急措置にかかる費用及び救急自動車等による搬送費用を除き、医療費は全て受診者が負担する。

7 事後処理

救護所の医師、看護師、保健師、救急隊員、競技会係員等は、業務に当たり、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

(1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）

(2) 取扱傷病者一覧表（様式第2号）

8 関係機関への協力要請

市実行委員会は、関係機関等の協力を得て医療機関及び地元消防署等に対し、傷病者の受入及び搬送の医療救護対策への協力、又は競技会場等への巡回等を要請する。

9 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	No.		
発症場所				発行日時	令和4年月日		
		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他()			午前 時 分頃 午後		
傷病者情報	ふりがな 氏名	M・T・S・H・R 年 月 日 生	男女	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()		
	生年月日 他		歳	競技名/会場名	/		
	住所 連絡先	都道府県名() (TEL — —) (携帯 — —)		宿舎の名前			
				付添者	(携帯 — —)		
保険証所持の有無		有 · 無					
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他()					
	受傷部位						
	発症(事故)原因						
	バイタルサイン	体温 °C	脈拍	血圧 / mmHg			
	現病歴				服薬	有()	
	既往歴					無	
	処置内容	処置時間: 午前・午後 時 分					
	使用医薬品						
	備考						
搬送	有 · 無	救護所医師等氏名					

搬送先医療機関 担当医 様

(いちご一会とちぎ国体・競技別リハーサル大会)において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会

会長 渡辺 美知太郎

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

FAX送信票

宛
先

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会 医療救護担当 宛
FAX番号 0287-37-5479

発
信
者
名

医療機関名	担当者 (所属)
住所	(氏名)
TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙をいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願ひいたします。

診
療
内
容

傷病名	
治療内容 使用医薬品	
その他	<u>診療医師名</u>

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。

TEL 0287-38-0193 いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----------	-----

取扱傷病者一覧表

月 日		会場地						競技名					
区分		救護所取扱傷病者数						医療機関移送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃 腸 障 害	男												
	女												
感 冒	男												
	女												
貧 血	男												
	女												
頭 痛	男												
	女												
熱 中 症	男												
	女												
疲 労	男												
	女												
眼 症	男												
	女												
耳 症	男												
	女												
打 撲	男												
	女												
捻 挫	男												
	女												
骨 折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋 腱 断 裂	男												
	女												
(挫・切・裂) 創	男												
	女												
歯牙の 外傷	男												
	女												
その他の	男												
	女												
男 計													
女 計													
合 計													

※この様式は、1日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医事・衛生基本計画」に基づき、「いちごー会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会は、いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、那須塩原市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療が受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、この要項を準用する。

(3) いちごー会とちぎ大会における感染症（防疫）対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市感染症（防疫）対策実施要領

1 趣旨

この要領は、「いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市感染症（防疫）対策要領」に基づき、「いちごー会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な防疫対策について

両大会の選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策等について

両大会参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

市実行委員会は、保健所及び市担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

(ア) 県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示

(イ) 広報誌、ホームページ等市広報媒体を活用したPR

(ウ) 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 感染症患者発生時の措置

市実行委員会は、大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導・助言を遵守し、まん延の防止に努める。

(3) 感染症予防に関する衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技会場及び練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の配備を行う。

また、食品関係施設、宿泊施設等については、衛生講習会において、保健所が衛生備品の配備について指導する。

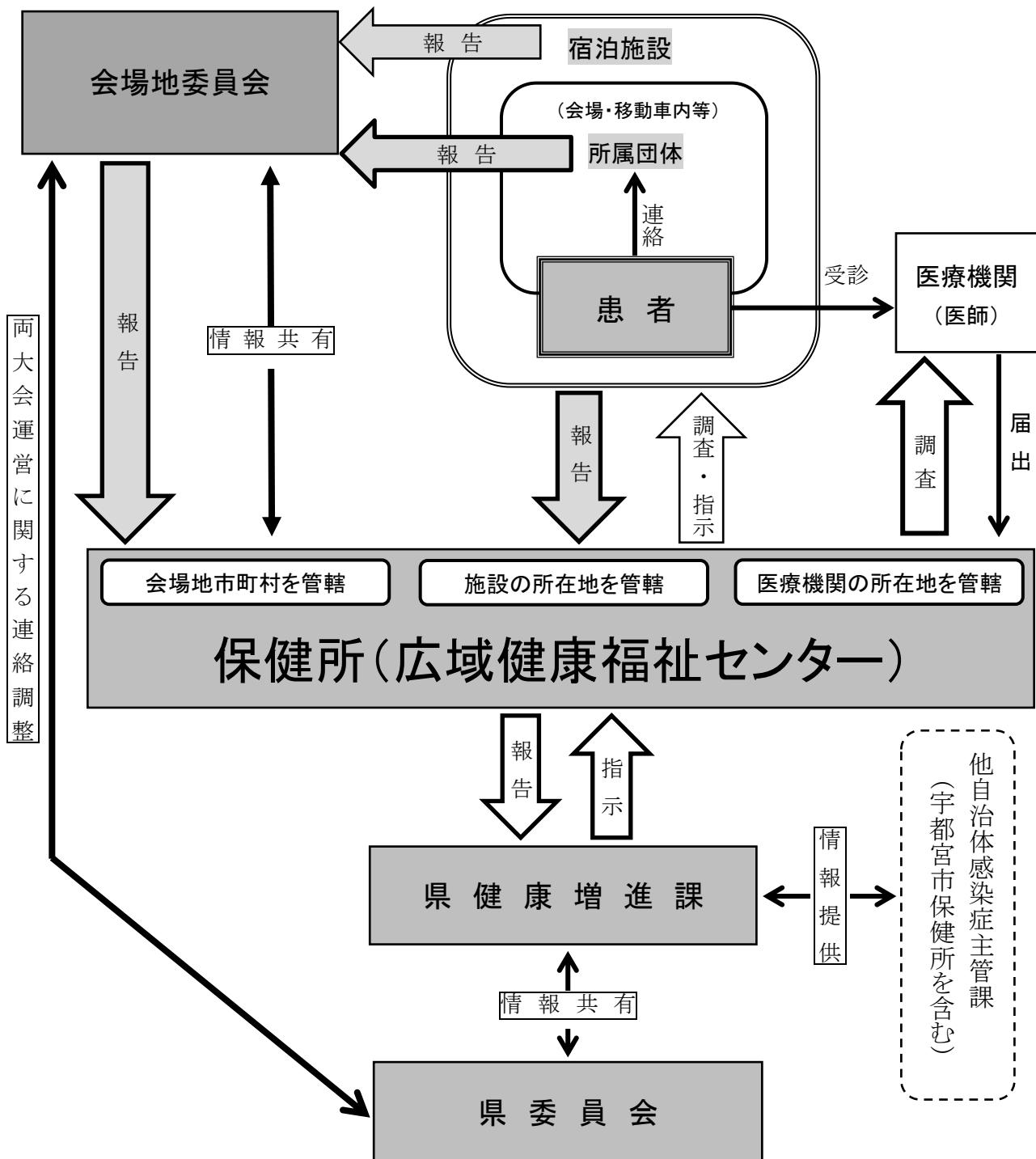
(4) 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により関係機関との緊急連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）への対策については、県、市及び関係団体等が別に定める行動計画及びマニュアル等によるものとする。
- (3) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、この要領を準用する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宇都宮市を除く栃木県)



- ◆患者の宿泊施設又は所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医事・衛生基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品関係施設等に対する監視・指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視・指導を行う。

(3) 健康管理

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を中心とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) いちご一會とちぎ大会における食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市食品衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市食品衛生対策要項に基づき、「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関する必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に関する意識の向上

ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行のほか、食品の調理・保存等の基本的な食品衛生管理について
- (イ) 大会期間中に流行する可能性が高い食中毒の予防対策等について

イ 活動の内容

市実行委員会は、保健所及び市担当課等と連携し、次により広報活動を実施する。

- (ア) 県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- (イ) 広報誌、ホームページ等市広報媒体を活用したPR
- (ウ) 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 食品関係施設等に対する監視・指導

ア 食品衛生講習会

市実行委員会は、大会開催までに市内の食品関係施設等を対象とした食品衛生講習会の実施について保健所へ依頼する。

イ 監視・指導

市実行委員会は、食品関係施設等を対象とした監視・指導の実施について保健所に依頼する。なお、対象となる食品関係施設等の把握については、県実行委員会が定める様式に基づき計画書等を提出し、監視・実施に協力する。

(3) 健康管理

市実行委員会は、食品関係施設等に対し、食品に直接接触する作業の従事者の検

便検査や健康状態の確認を行うよう指導する。

ア 検便検査は、概ね大会前3ヵ月以内に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等（以下「病原体」という。）の感染の有無を確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行う。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 市実行委員会は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に連絡するとともに、保健所の食中毒検査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生又はその疑いに関する情報があったときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

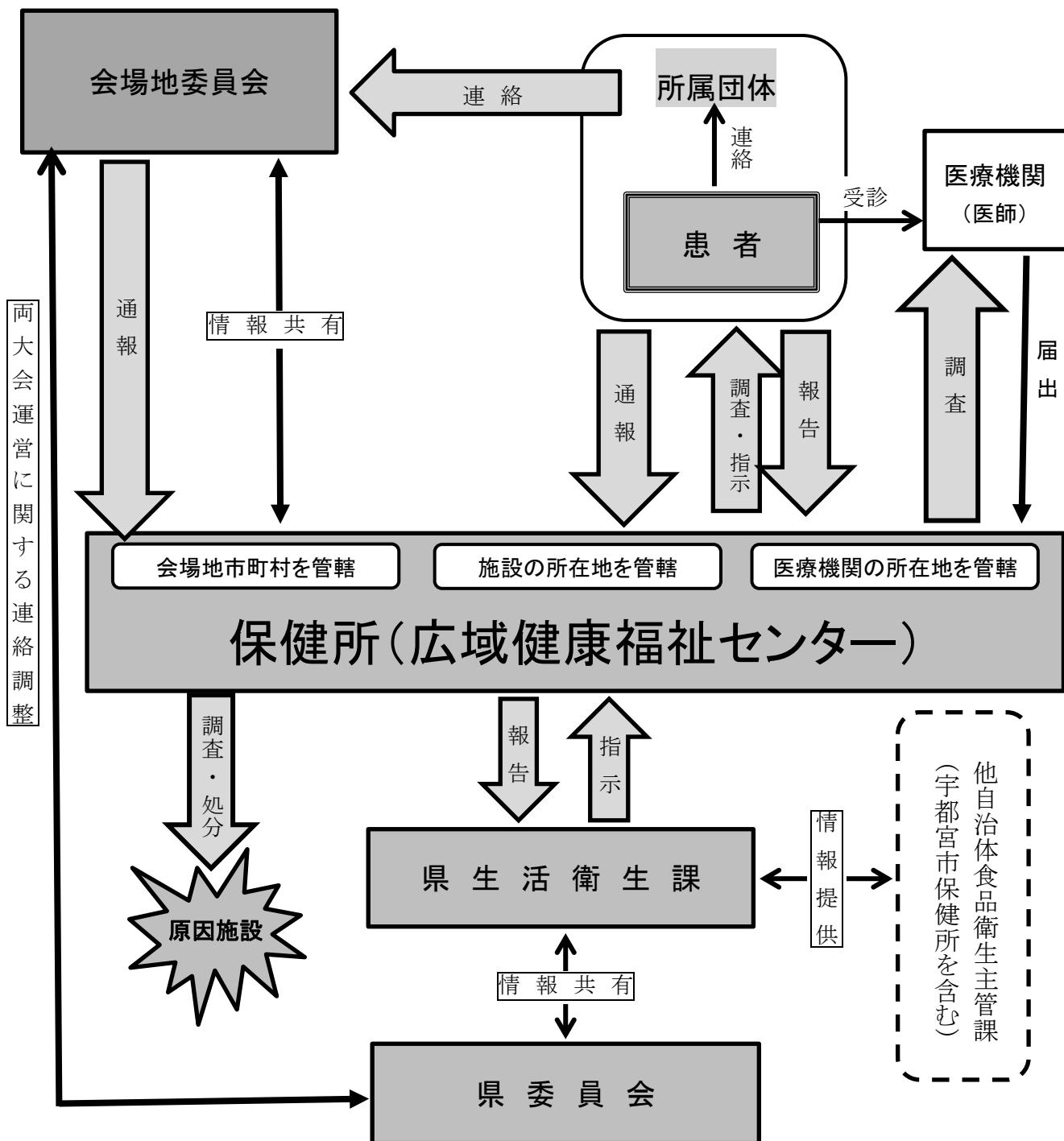
ウ 市実行委員会は、保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒の発生時など緊急時の連絡体制を別記により整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

食中毒等健康被害発生時の緊急連絡体制



- ◆患者所属団体は、直ちに管轄保健所へ通報するとともに会場地委員会に連絡する。
- ◆会場地委員会は、上記連絡のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所へ通報する。
- ◆大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に通報するように周知する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医事・衛生基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 競技会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境の浄化を図る。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓發に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

必要に応じて会場等に喫煙場所を設置するとともに、受動喫煙防止対策に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) いちご一大会とちぎ大会における環境衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会 那須塩原市宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

1 趣旨

この要項は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 部会の名称及び調査研究事項

- (1) 名称は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。
- (2) 部会の調査研究事項は、次のとおりとする。
 - ア 弁当調製施設の選定に関すること。
 - イ 弁当メニューに関すること。
 - ウ その他弁当に関すること。

3 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市医事・衛生基本計画」に基づき、那須塩原市で開催される「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

(1) 斡旋弁当

選手、監督、観察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあっては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあっては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の単価

弁当の単価は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定めるいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項で規定された金額に準じて、市実行委員会が指示するものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、

宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

8 弁当調製施設の指定取り消し

指定の取り消しは、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が、以下のいずれかに該当する場合に行なうことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行なうものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) いちご一會とちぎ大会における弁当調達については、県実行委員会が主体となって実施する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、那須塩原市で開催する「いちご一會とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定める。

2 大会に対する理解と協力

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市開催基本方針を理解し、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。
- (3) 那須塩原市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

4 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において過去3年間に食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) H A C C Pに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- (4) 提供食数にかかわらず、検食は調理済み食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上又は1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。
- (5) 食品に直接接触する作業に従事する者全員に対し、大会前3ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合は、ノロウイルスの検便も実施すること。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

5 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく 1 日あたり 100 食以上であること。
- (2) 前日午後 8 時までの受注に対し、当日午前 11 時の納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 那須塩原市の特色を生かした弁当の調整が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが 5 日以上可能であること。

6 施設の対応能力

- (1) 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等により実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (2) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納入ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時に、弁当献立、サンプル（試食弁当）、及び写真の提供が可能であること。
- (4) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (5) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 消費期限（時刻まで表示）
 - ウ 原材料名（食品添加物、アレルゲン（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む。）
 - エ 保存方法
 - オ 製造所所在地・製造者名
 - カ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ク 持ち帰りを禁止する表示
 - ケ その他実行委員会が指示する表示
- (6) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 信用状況

- (1) 那須塩原市の市税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 那須塩原市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

8 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。

令和3年3月22日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、那須塩原市で開催する「いちご一會とちぎ国体」に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を8の「提出・問合せ先」へ郵送または持参により提出すること。

- (1) 選定申請書（様式第1号）
- (2) 弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (3) 市税の納税証明書（応募日以前3ヶ月以内のもの。課税されている全税目が記載されている納税証明書。）
- (4) 法人の登記事項証明書（応募日以前3ヶ月以内のもの）
- (5) 営業許可証の写し
- (6) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (7) 食品賠償保険証書の写し

5 募集期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）、郵送の場合は締切日の消印有効とする。

6 選定方法

提出された選定申請書等に基づき審査を行い、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。

選定の結果、指定となった事業者へは選定結果通知書（様式第3号）、指定できなかった事業者へは選定結果通知書（様式第4号）にて通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、市実行委員会の弁当調達関係業務及び県実行委員会との情報共有や、管轄保健所による食品衛生指導以外には使用しない。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。
- (6) 栃木県県北健康福祉センターの立入調査（拭き取り検査、収去検査）が実施されることがある。

8 提出・問合せ先

〒329-2792

那須塩原市あたご町2番3号

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会事務局
(教育部国体推進課内)

TEL : 0287-38-0194 FAX : 0287-37-5479

ホームページ : <https://www.nasushiobara-kokutai2022.jp/>

(様式第1号)

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 那須塩原市弁当調製施設

選定申請書

- いちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会の那須塩原市開催競技にかかる弁当の調製を希望します。
- この選定申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- 募集要領の応募要件については、全ての要件を満たしていることを誓約します。
- 那須塩原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではありません。
- 本選定申請書を以て選定基準の内容について関係官庁等調査、照会することを承諾します。

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会
会長 渡辺 美知太郎 様

所在地

氏名（法人にあっては名称および代表者名）

印

電話番号

FAX番号

添付書類

- (1) 弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (2) 市税の納税証明書（応募日以前3ヶ月以内のもの。課税されている全税目が記載されている納税証明書。）
- (3) 法人の登記事項証明書（応募日以前3か月以内のもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (6) 食品賠償保険証書の写し

(様式第3号)

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市弁当調製施設選定結果通知書

令和 年 月 日

様

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市実行委員会 会長 渡辺 美知太郎 印

弁当調製施設選定の結果、いちご一會とちぎ国体及び競技別リハーサル大会における
弁当調製施設として、次のとおり指定いたします。

施設名	
所在地	
代表者氏名	
大会名	
適用期間	

※本通知は、弁当の発注を確約するものではありません。

(様式第4号)

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市弁当調製施設選定結果通知書

令和 年 月 日

様

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市実行委員会 会長 渡辺 美知太郎 印

弁当調製施設選定の結果、いちご一會とちぎ国体及び競技別リハーサル大会における
弁当調製施設として、指定することはできませんでした。

(様式第2号)

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市弁当調製施設調査票

施設概要	ふりがな			実行委員会記入欄	
	施設名			整理番号	
	ふりがな	ふりがな			
	代表者名	担当者名			
	所在 地	〒	—	(電話	—
			(FAX	—	—)
			(E-mail)
弁当の調製	1 国体への提供可能食数	平日 (食) 土曜日 (食) 日曜日 (食) 祝日 (食)			
	2 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	3 単価に応じた調製	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	4 那須塩原市の特色を活かした弁当の調製	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	5 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	6 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	7 メニューの日替わりが5日以上	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
施設の対応	8 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等による搬入、容器等の回収	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	9 実行委員会が指定する日時及び場所への搬入容器等の回収	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	10 実行委員会が指定する弁当付属品の提供	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	11 弁当献立、サンプル(試食弁当)、及び写真の提供	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	12 荒天等による大会変更又は中止による実行委員会の指示への対応	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	13 弁当容器に実行委員会が示す項目のラベルシールの添付	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
衛生管理	14 過去3年間の食中毒の事故歴	<input type="checkbox"/> 有			<input type="checkbox"/> 無
	15 食品衛生監視票が調査時点で80点以上	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	16 HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	17 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	18 大会開催前の3ヶ月以内に検便検査の実施	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可
	19 食品賠償保険等への加入	<input type="checkbox"/> 可			<input type="checkbox"/> 不可

※ 調査票は、弁当調製施設ごとに作成してください。

※ 調査票の内容について、後日ヒアリングを実施させていただくことがあります。

令和3年5月21日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市輸送・交通基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的な事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技会の実施に著しく支障がある場合は計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

市実行委員会は、同一競技が那須塩原市と那須塩原市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

カ 一般観覧車の輸送

市実行委員会は、一般観覧車を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請すると

ともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期すため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて、主要道路、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な個所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する

エ 路上駐車の防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

市実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

市実行委員会は、特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ク 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して、公共交通機関の利用の促進及び自家用車で

の来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止、民間駐車場への迷惑駐車防止、自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) いちご一会とちぎ大会における輸送交通業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

令和3年5月21日 第2回専門委員会 決定

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会

那須塩原市警備・消防防災実施要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市警備・消防防災基本計画」に基づき、「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める大会前及び大会期間中とする。

3 実施場所

警備業務及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等の大会関連施設（以下「大会関連施設」という。）とする。

4 実施体制

(1) 大会前

市実行委員会は、那須地区消防本部及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会期間中

いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会内に警備業務担当を、また各競技会場部に医事衛生・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて大会関連施設の消防防災業務及び警備業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地路査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。

- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。
- (カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア) 雜路事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- (イ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- (ウ) 選手・監督、役員、観察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- (エ) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (キ) 入退場者管理に関すること。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関するこ
と。
- (サ) 通信手段の確保、運用に関するこ
と。
- (シ) その他必要な警備業務に関するこ
と。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関・団体等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- イ 那須塩原市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基
本とする。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関するこ
と。
- (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関するこ
と。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関するこ
と。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関するこ
と。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関するこ
と。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関するこ
と。

- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。
- イ 大会期間中
 - (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
 - (イ) 大会関連施設の救急救助に関すること。
 - (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
 - (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 広域配宿に係る対策
広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関・団体等と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策
大規模災害に係る対策については、関係機関・団体等と連携を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催するいちご一會とちぎ国体競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務については、この要項に準じて実施する。
- (3) いちご一會とちぎ大会における消防防災・警備業務については、栃木県が設置したいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が主体となって実施する。